

持続可能な権利擁護支援モデル事業(テーマ2)

簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

長野市報告

「おひとりさま」あんしんサポート相談室 と 地域の支援機関・団体・支援者（身寄り問題サポートネットワーク）が連携して取り組む 新たな金銭管理サービス の検討状況

長野市 保健福祉部地域包括ケア推進課
長野市社会福祉協議会「おひとりさま」あんしんサポート相談室

長野市は、長野県の北信地方にある県内で最も人口が多い市であり、長野県の県庁所在地、中核市に指定されている。また、長野都市圏・北信地方の中心都市。1998年には第18回冬季オリンピック長野大会及び第7回冬季パラリンピック長野大会が開催された。また、2005年には第8回スペシャルオリンピックス冬季世界大会が行われた。（出展：フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』）

[人口・高齢化率（令和5年12月1日現在）]

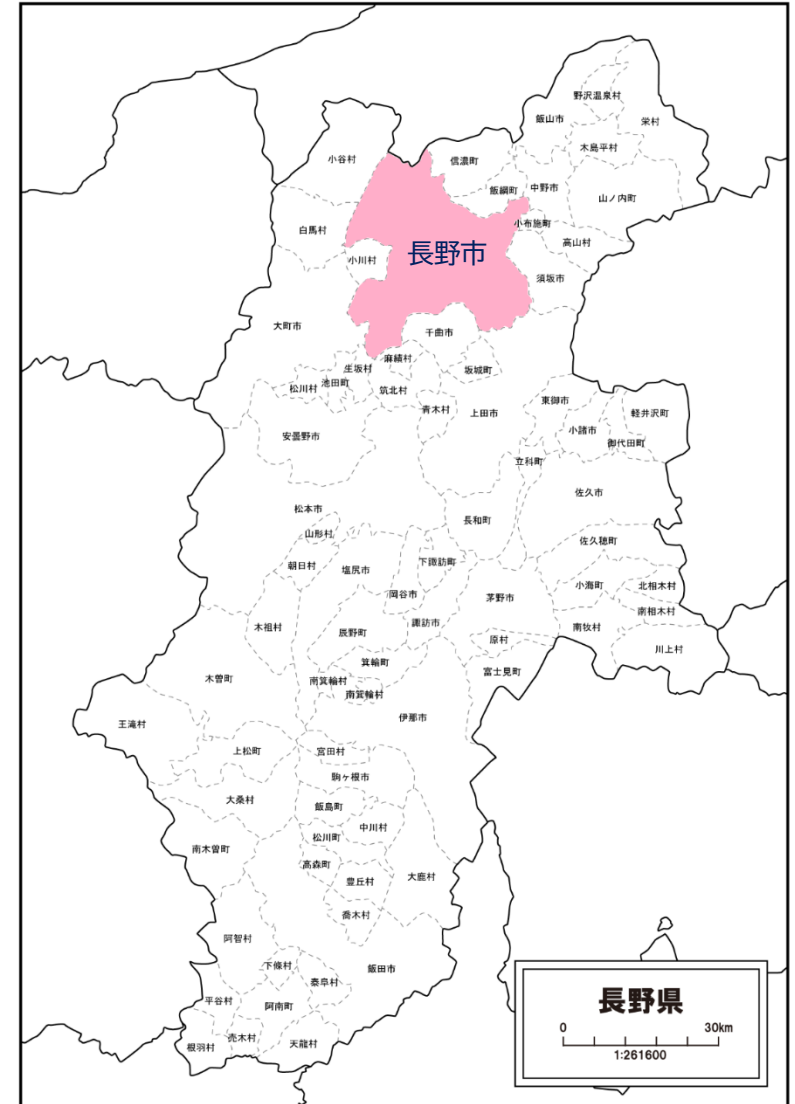
人口（世帯数）： 365,796人（164,759世帯）
65歳以上人口： 112,161人
高齢化率： 30.7%

[病院]

長野市に所在する病院のうち、一般病床数が100以上の病院は7（長野赤十字病院、篠ノ井総合病院、長野市民病院、松代総合病院、長野中央病院、東長野病院、新町病院）あり、また、長期入院となる療養病床を備える病院は8あり、長野市の他、近隣の市町村から受診する患者も多い。

[ケアハウス・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設]

長野市内のケアハウス（軽費老人ホーム含む）は9施設、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）は23施設、小規模特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設）は22施設、介護老人保健施設は13施設あり、近年では、小規模特別養護老人ホームの新設があるが、ケアハウス、老健の新設、増床はない状況。



令和2年7月、長野市ケア会議において、個別ケア会議から抽出された地域課題として「身寄りのない高齢者の施設入所時等の身元保証に関する問題について」が提起され、いわゆる「身寄り無し問題」に対して、任意後見の利用促進を主たる業務として事業化を検討、令和3年4月1日「おひとりさま」あんしんサポート事業を長野市社会福祉協議会に業務委託し、6か月の準備期間を経て、令和3年10月1日に「おひとりさま」あんしんサポート相談室を開設した。

「おひとりさま」あんしんサポート事業

【運営主体】社会福祉法人長野市社会福祉協議会

【令和5年度事業費】20,231千円（委託料）

【窓口設置】長野市大字鶴賀緑町1714番地5 長野市成年後見支援センターに併設

【委託業務】

- (1) 任意後見制度の利用促進に係る広報に関する業務
- (2) 相談窓口の設置、訪問相談・訪問型支援、人生会議開催支援に関する業務
- (3) 任意後見契約等の受任者の調整
- (4) 入院・施設入所に係る地域ガイドラインの策定及び身寄り問題サポートネットワーク業務

窓口開設以前から「身寄りのない人が末期がんで入院する必要があるため支援してほしい」という相談が寄せられていたが、任意後見契約締結までの時間等を考慮すると看取り前に準備しておくことが困難であった。**金銭管理と死後事務に関して、簡易な手続きで緊急時に利用できる仕組みの必要性を認識したことにより、モデル事業の趣旨に沿って新たな金銭管理の仕組みの創設を検討することとした。**

「おひとりさま」 あんしんサポート相談室

頼れる親族もいないし、もしも事が起きたら不安…

自分がなくなった後はどうなる？

一緒に考えてみませんか？

長野市に
令和3年10月
開設しました

長野市においても、少子高齢化が進み、近くに頼れる家族や縁故等がない、いわゆる身寄りのない「おひとりさま」が増えています。当相談室は、おひとりでは解決が難しい様々な困りごとの相談をお受けし一緒に考えます。必要なサービスや支援機関等につなげ、困りごと・不安解消のお手伝いをさせていただきます。

安心して暮らせる地域を目指し、専門の職員が相談に応じます。

「おひとりさま」あんしんサポート相談室
TEL.026-219-5115

〒380-0813 長野市大字鶴賀緑町1714-5
長野市ふれあい福祉センター2F
社会福祉法人 長野市社会福祉協議会
(長野市権利擁護センター内)

時間 8:30 ~ 17:15
*時間によっては、折り返しのご連絡となる場合があります。

相談日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）
*来所、訪問による相談をご希望の場合には、可能な限り事前予約をお願いします。

費用 無料

Webからは……
右記の二次元バーコードへアクセスし、本会のウェブサイトのお問合せフォームからお問合せください。

お気軽にご相談ください。

包括的相談支援

将来の心配事や不安に関する相談、必要な支援先への紹介・連携支援

地域づくり支援

安心して入院・入居できるガイドライン作り（市内関係機関の連携システム構築）

参加・仲間づくり

顔の見える関係づくり、仲間づくりの場の提供

長野市権利擁護センター「おひとりさま」あんしんサポート相談室では、いわゆる「おひとりさま」の困りごとや、将来への不安、任意後見制度活用など総合的な相談に対応しています。

- 1 **連帯保証人がいない** ➡ 本人が預金を下せない入院費用や介護サービス費用、生活用品の支払いができない事態に。
 - ・大きな病院には相談室があって金融機関への付き添い等の支援をしてくれることもあるが、中規模の病院では人員も限られるため、そこまでのサービスは難しい。
 - ・特別養護老人ホームなど入所施設での金銭管理は小口現金等の預かりが基本。また、すべての施設で金銭管理ができるわけではない。
 - ・本人の判断力低下によって退院後の支払いが滞るかもしれない。誰かのサポートが無ければ療養生活も困難になる。
- 2 **緊急連絡先がない** ➡ 看取り後に遺体の引き取りを依頼することができない。病院によっては霊安室が無く、遺体を24時間安置することも難しい。施設で看取った場合も納骨など最後まで対応することになる。
 - ・身寄りがない人の火葬は墓埋法により市長（生活支援課）が行うが、特に時間外・休日の対応は時間を要し、市、病院双方に負担がある。
 - ・本人の希望に沿って、生前に葬祭業者と契約しておけば自身の費用負担で葬儀までできるのに、現状ではサポートする仕組みがない。
- 3 **既存の制度で対応が困難な状況に**
 - ・認知症など、本人に自覚があっても医療機関を受診しないままに状態が悪くなることも。認知症以外の病気やケガで受診して初めて医療につながるが、日常生活自立支援事業を利用するまで3カ月(以内)、後見制度だと4カ月程度必要ですぐに利用することはできない。

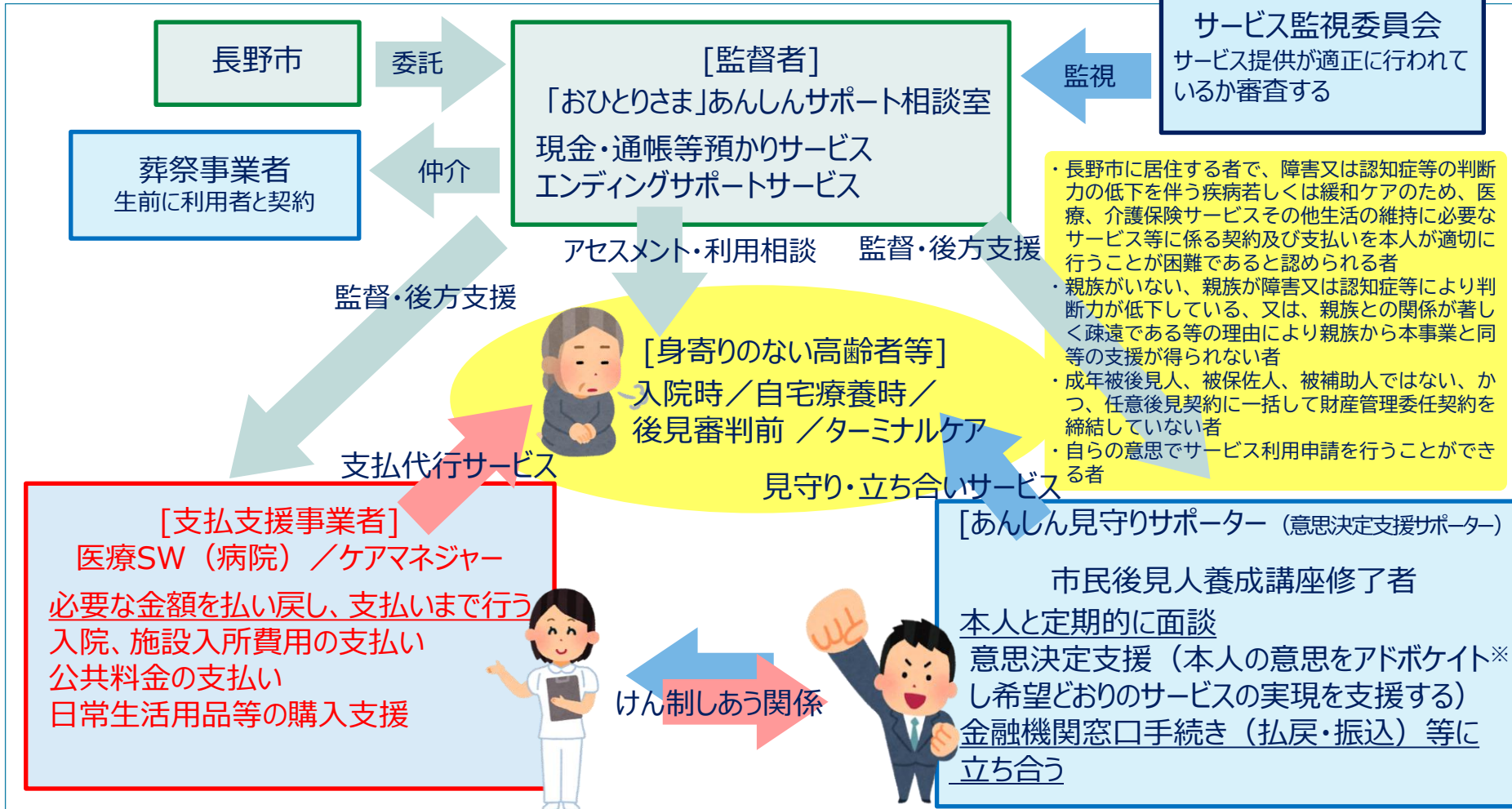
《身寄りがないことで発生する問題の多くは「支払いの保証」と「遺体・遺留金品の引取り」に関するもの》



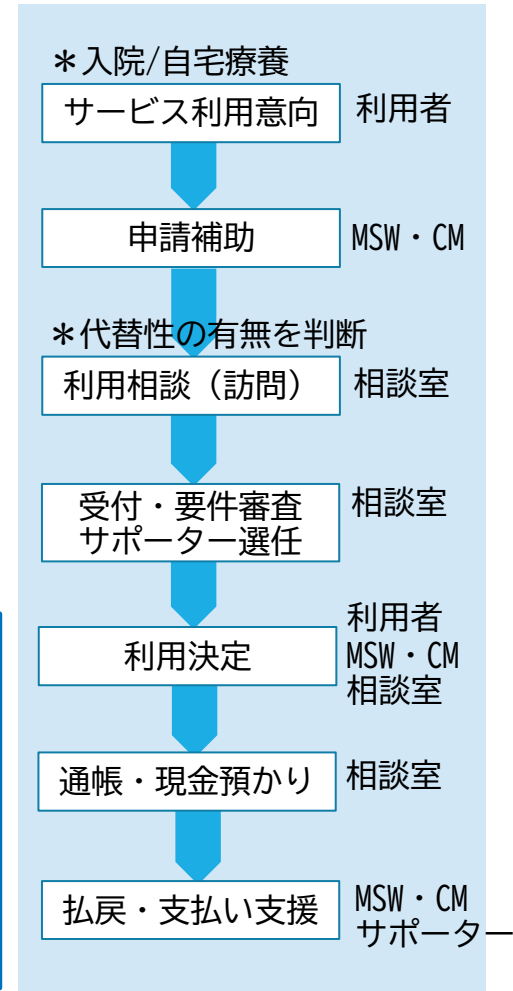
持続可能な権利擁護支援モデル事業（テーマ2）で検討するスキーム

- 目的 ① 現金預かり、支払代行サービスにより支払を保証する
 ② エンディングサポートサービスにより火葬執行までサポートする

《事業イメージ図》



《サービス利用の流れ》



経過② R5.7.11 第3回 身寄りのない方への支援の在り方ガイドライン（長野市版）策定作業部会

（第3回ガイドライン策定作業部会委員会資料・新たな金銭管理事業「あんしん支払いサポートサービス事業」について）

あんしん支払いサポートサービス創設検討の背景

1

- 1 連帯保証人がいない** → 本人が預金を下せないと入院費用や介護サービス費用、生活用品の支払いができない事態に。
 - ・大きな病院には相談室があって金融機関への付き添い等の支援をしてくれることもあるが、中規模の病院では人員も限られるため、そこまでのサービスは難しい。
 - ・特別介護老人ホームなど入所施設での金銭管理は小口現金等の預かりが基本。また、すべての施設で金銭管理ができるわけではない。
 - ・本人の判断力低下によって退院後の支払いが滞るかもしれない。誰かのサポートが無ければ療養生活も困難になる。
- 2 緊急連絡先がない** → 看取り後に遺体の引き取りを依頼することができない。病院によっては霊安室もなく、24時間安置することも難しい。施設で看取った場合も納骨など最後まで対応することになる。
 - ・身寄りがいない人の火葬は墓理法により市長村長が行うが、時間外や休日になると対応が難しく、本人の希望どおりの葬儀にはならない。
 - ・本人の希望に沿って、生前に葬祭業者と契約しておけば自身の費用負担で葬儀までできるのに、現状ではサポートする仕組みがない。
- 3 既存の制度で対応が困難な状況に**
 - ・認知症など、本人に自覚があっても医療機関を受診しないままに状態が悪くなることも。認知症以外の病気やケガで受診して初めて医療につながるが、日常生活自立支援事業を利用するまで3カ月（以内）、後見だと4カ月程度必要で直ぐに利用することはできない。

《身寄りがいないことで発生する問題の多くは「支払いの保証」と「遺体・遺留金品の引取り」に関するもの》



長野市 地域包括ケア推進課 ・ 長野市社会福祉協議会 「おひとりさま」あんしんサポート相談室

R5.7.11 第1回 身寄りのない方への支援の在り方ガイドライン（長野市版）策定委員会において説明し、意見を求めた。

事務局(市) ▶ 後見や日自等の既存の金銭管理では対応が難しい、入院、療養等の緊急時の他、老健等、金銭管理が難しい施設での利用を想定。新規サービス創設の背景として①連帯保証人がいないことで支払いが困難になる場面、②緊急連絡先がないことで遺体の引き取り、葬儀執行が困難になる場面を想定し、利用開始までの期間が短く、事前に葬祭業者と契約しておく仕組みを提案する。

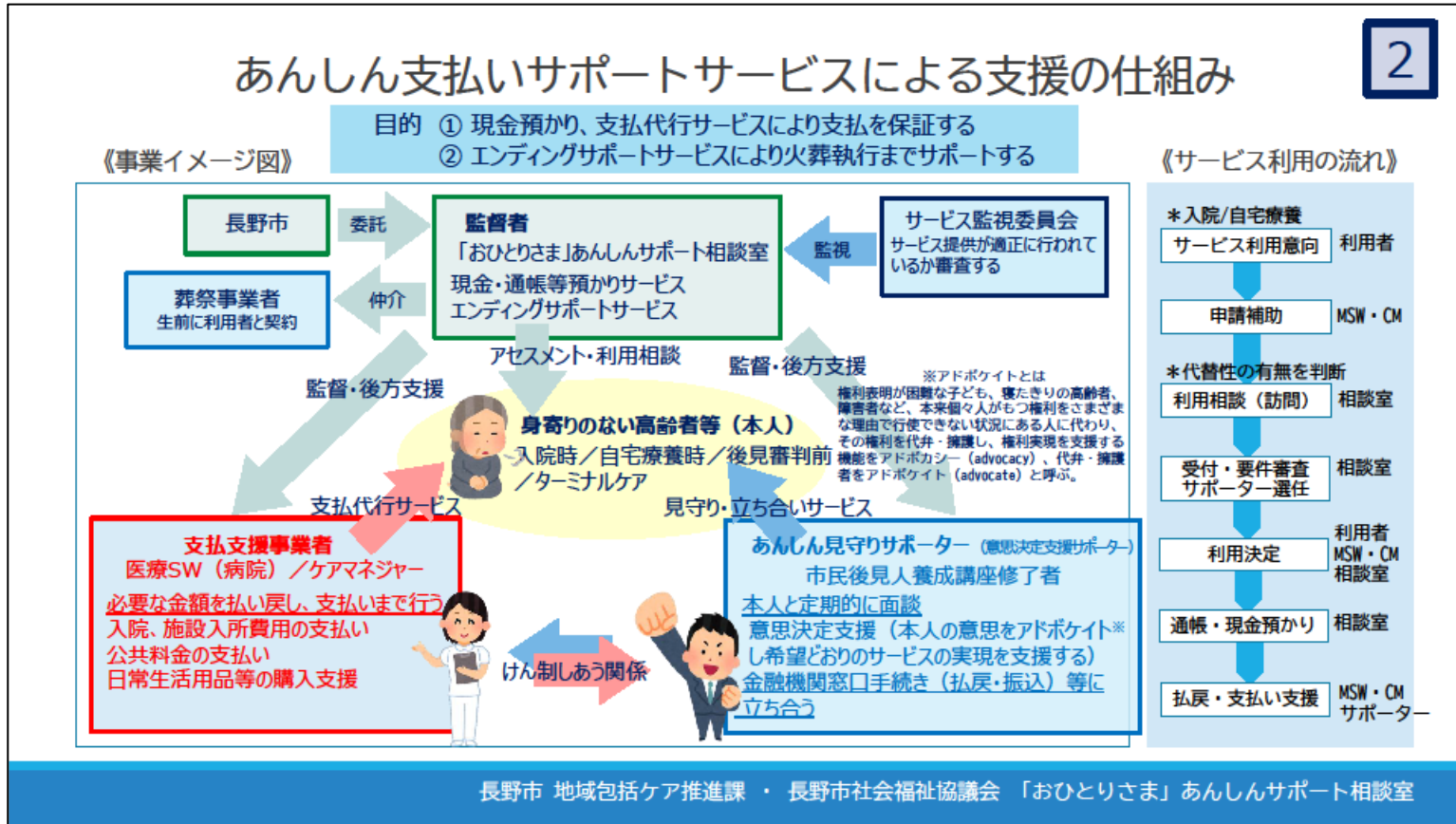
作業部会員 ▶ 本人の意思表示が確認できない中では困難ではないか。できる方に対し確認し相談しながら、払い戻しするのが妥当。認知症等で契約にならない方の対応は？

事務局(市) ▶ 基本的には、意思決定のできる方（補助、保佐）を前提としている。契約能力がない後見相当の方については、法律に基づき、成年後見制度にて対応する。

作業部会員 ▶ 死亡し、支払いができない方がいる。入院中に日自手続きと成年後見申立てを進めていたが、日自契約手続きし転院したら急逝した。亡くなると口座凍結になりおろすことはできない。市から支払い可能となるようになれば良い。

経過② R5.7.11 第3回 身寄りのない方への支援の在り方ガイドライン（長野市版）策定作業部会

（第3回ガイドライン策定作業部会委員会資料・新たな金銭管理事業「あんしん支払いサポートサービス事業」について）



事務局(市) ▶ 市からの支弁は困難。介護保険サービスの支弁は可能、生活費も措置で支払えるが、医療費は入らない。

事務局(社協) ▶ 日自・暮らしのあんしん事業もこれまではあくまで生前の本人の依頼を受け、銀行等の払戻しを行い支払う。弁済期の到来した費用についても亡くなった後も入院費は支払うことを死後事務として、できるようにしたいと考えている。

作業部会員 ▶ 前提として、本人からの委任終了は、亡くなったら終了が原則するのが委任一般。契約は口頭でも成り立つもの。本人が亡くなったら、支払ってくださるとの希望の委任であれば、依頼の主旨から亡くなった後も効力を発揮し、依頼に基づいて「委任」を続ける権限はあると理解できる。委任ではなく「事務管理」の中に、管理者による委任事務の継続の条文はある。委任事務は、やる義務がないのに始めた。やり始めたので、途中で止めず、相続人等に引き継ぐまでやり続ける位置づけ。亡くなくても相続人が管理できるまで管理し続けなければならないという整理になる。具体的には何ができるかは個別の問題。

あんしん支払いサポートサービス事業化にあたっての課題

課題① 成年後見制度との併用

- ・ 成年後見の開始までの期間について、対応する事業があることで、本人の支援につながると考えられる（後見開始までのつなぎとしての役割）。
- ・ 後見相当の場合は委任契約に基づくサービスの提供は危険、慎重に進めるべきとの意見があった。同様の状態にある利用者でも、介護保険サービスでは契約が成立していてあまり問題視されていないが、何故、同様の取扱いができないのか不明である。
- ・ 意思決定支援サポーターは金銭管理サービスの立会いに限らず、後見に移行しても（後見人の業務を補佐する意味で）派遣してほしいという意見があり、一時的な金銭管理が終了しても派遣を継続できる仕組みがあると良い。
- ・ 将来的に死亡前に成年後見が終了する仕組みができた際に、逆に成年後見から移行する場合も考えられるが、見通しは明らかになっていない。

課題② 意思決定支援サポーターに求められる「意思決定支援」とは

- ・ 福祉や医療関係の支援者は、業務上の効率を求めざるを得ず、一定の考え方や支援のセオリーがあって、本人にどこまでも寄り添った意思決定支援をすることは難しいことから、市民後見人には市民目線の意思決定支援が期待されるとしたが、そもそも市民目線の意思決定支援とはどのようなものか、「おひとりさま」あんしんサポート相談室は監督機関の役割としてどういう支援をすべきか、明確な方向性を定めていく必要があると思われる。
- ・ ボランティア的な活動になる市民後見（又は候補者）にACPも含めて意思決定支援の重要な役割を担わせることに対して負担が大きすぎるのではないかという懸念がある。利用者の意向が本人にとって不利な選択になる際の対応や意思決定支援のあり方など、専門職であっても難しい業務を市民後見人（又は候補者）に負わせることに不安が残る。

課題③ 事業持続性の確保

- ・ 利用者、支援者が求めるのは、低額若しくは無料のサービスであり、利用料の必要な仕組みに難色を示されることが少なくない。利用者の実態として生活困窮を抱えているケースもあり、市から扶助ができれば良いが、事業化にあたって新規予算の確保は困難な状況である。
- ・ 意思決定支援サポーターの派遣については、地域支援事業などの特別財源が当てられる制度であれば予算化の可能性が見えてくる。

あんしん支払いサポートサービス事業化にあたっての課題

課題④ 通帳・現金の探索

- ・救急搬送され、必要な額の現金を持たずに入院となった際（このような実例は多い）に、支援者が本人の了解を得て利用者の自宅を探索することになるが、了解を得たと言っても支援者のみで個人宅に立ち入ることに対して相当の抵抗感があり、本人の了解を得ることが難しい場合は立ち入りの可否を適切に判断する立場の者がいない（預金通帳・印鑑等が無ければサービスが開始できない）。

課題⑤ 遺留金の取扱い・利用者死亡後の対応

- ・利用者がいつ亡くなるか、事前に知ることは難しく、看取りが予期される場合のサービス提供であっても遺留金が発生する可能性がある。相続人が見つからなければ相続財産を国庫に帰属させるまで管理する必要が生まれるが、これをサービスの中に規定していくことは難しい。本人死亡後は口座が凍結されるため預貯金の払い戻しができないが、一定の預託金を設定すると遺留金が発生する可能性がある。
- ・金銭管理・エンディングサポート（火葬執行まで）の仕組みのみでは、死亡後の家財処分や賃貸物件の退去手続等までは対応できず、課題として積み残したままである。

課題⑥ 長野市民に限定した制度とすること

- ・長野市内には多くの病院（一般病床数が100以上の病院は7、療養病床を備える病院は8）や施設（軽費老人ホームは9、特別養護老人ホームは23、介護老人保健施設は13）があり、長野市の他、近隣の市町村から受診する患者や施設に入所する者も多い。在宅の場合は問題にならないが、主に入院中や施設入所中で利用可能な制度とする場合、市民と市外居住者との違いで対応が分かれる状況が発生することに対して対応に困るという意見が支援者からあった。

経過③ あんしん支払いサポートサービス利用意向調査事例

事例①

- ・ 80代男性。末期ガン。急性期病院へ緊急搬送。
- ・ 相続人不明、知人が連絡先であったが、経済的搾取の疑いあり。本人も知人へ金銭を預けることへの拒否あり。緩和ケア病院転院予定。
- ・ 支援について相談（本人・医療SW、社協）。
- ・ 入院先病院と転院先病院で本人、医療SWと社協職員で面談。本人の希望を確認し、緩和ケア病院の支払い、入院中の必要物品購入支援を確認。
- ・ 医療SWが金融機関へ本人同行し払い戻し支援。
- ・ 転院先では預かり不可のため、社協にて現金をお預かりし、本人希望の病院支払いを実施した。
- ・ 入院中の必要物品購入とお渡しを依頼し、継続予定であったが、急変され逝去。市が墓埋法にて火葬・埋葬を実施。
- ・ 希望の病院支払いを行い、市へ残余金を引き渡し。
- ・ 家の退去等は本人の意思確認できず、そのままとなった。

事例②

- ・ 80代女性。県外の親族あり（子障害あり、甥とは疎遠）で、支援対応が困難。
- ・ 在宅生活中に急変し病院入院。看取りが必要となり施設入所希望。
- ・ 医療SW、CM、施設職員、社協で、ケア会議にて入所受け入れの役割分担。
- ・ 本人の意思確認は何とか可能。
- ・ 金銭管理の課題は各支払いと最後の支払い。
- ・ 財産状況の整理、入所時必要物品準備、残余金少なく生保の可能性もありアパート退去支援、書類を探し県外甥へ死後事務準備の引継ぎができることとなった。

経過③ あんしん支払いサポートサービス利用意向調査事例

事例③

- ・ 80代男性。県外に親族はいるも疎遠。ガン末期。
- ・ 年金のみで生活。持ち家にて本人は在宅生活希望し在宅生活継続中。
- ・ 本人と包括CMIにモデル事業説明。
- ・ 現在も本人車の運転も可能な状況のため、社協で、死後事務費用の預かりを実施するか検討中。本人の希望が出されたところで支援予定。

以下、資料

規定1 社会福祉法人長野市社会福祉協議会あんしん支払いサポートサービス事業の試行に関する規定（案）

（趣旨）

第1条 この規定は、社会福祉法人長野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、入院、施設入所又は在宅療養時において、自らによる金銭管理が困難な高齢者等の医療、福祉サービスに係る費用又は公共料金等の支払い代行及び生活に必要な物品等の購入を支援するため、支払代行及び現金等の預かりサービスを提供することを目的として、あんしん支払いサポートサービス事業（以下「事業」という。）を試行することに関して必要な事項を定める。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、社協及び次の各号に定める者とする。

（1）サービス管理・相談業務

社協がサービス管理責任者として業務を統括する。

（2）現金等預かりサービス業務

社協が金銭の預かり及び保管に関する業務を実施する。

（3）支払代行サービス業務

登録事業者が支払い及び預金の払い戻しに関する業務を実施する。

（4）見守り・立ち合いサービス業務

市民後見人養成講座修了者若しくは市民後見人養成講座修了者と同等の見識を有する者であって、社協が指名する者が意思決定支援サポーターとして見守り・立ち合いサービス業務を実施する。

（5）エンディングサポートサービス業務

社協が葬祭費の預かり及び支払いに関する業務を実施する。

（事業内容）

第3条 本事業は、社協及び社協が実施する市民後見人養成講座の修了者並びに登録事業者が、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に掲げる業務を行う。

（1）サービス管理・相談業務

ア サービス利用意向の確認に関すること。

イ サービス提供に係るプランの作成に関すること。

ウ サービス利用に関する利用者からの相談又は苦情に関すること。

エ 運営監視委員会の事務に関すること。

規定1 社会福祉法人長野市社会福祉協議会あんしん支払いサポートサービス事業の試行に関する規定（案）

(2) 現金等預かりサービス業務

- ア 現金、預金通帳、印鑑、ATMカードの預かり及び保管に関すること。
- イ 貸金庫の鍵の管理に関すること。

(3) 支払代行サービス業務

- ア 医療、介護保険サービスその他生活の維持に必要な支払いに関すること。
- イ 支払いに必要な預金の払い戻しに関すること。
- ウ 日常生活に必要な物品の購入に関すること。

(4) 見守り・立ち合いサービス業務

- ア 預金の払い戻し並びに支払いの立会いに関すること。
- イ 利用者の意向確認及び意思決定支援に関すること。
- ウ サービス実施状況の報告に関すること。

(5) エンディングサポートサービス業務

- ア 葬祭費の預かり及び支払いに関すること。
- イ 事前指示書の作成支援に関すること。

2 物件の保管は、社協の金庫を利用して行う。

3 事業の契約が終了したときは、利用を契約した者（以下「利用者」という。）又は利用者が指定した財産引受者に、契約に基づき社協が管理していた物件を引き渡すものとする。

（事業の対象者）

第4条 事業を利用できる者は、次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 長野市に居住する者で、障害又は認知症等の判断力の低下を伴う疾病若しくは緩和ケアのため、医療、介護保険サービスその他生活の維持に必要なサービス等に係る契約及び支払いを本人が適切に行うことが困難であると認められる者
- (2) 親族がいない、親族が障害又は認知症等により判断力が低下している、又は、親族との関係が著しく疎遠である等の理由により親族から本事業と同等の支援が得られない者
- (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人ではない、かつ、任意後見契約に一括して財産管理委任契約を締結していない者
- (4) 自らの意思で第6条のサービス利用申請を行うことができる者

2 前項の規定にかかわらず、社協会長が特に必要と認める者については、事業を利用できるものとする。

規定1 社会福祉法人長野市社会福祉協議会あんしん支払いサポートサービス事業の試行に関する規定（案）

（サービスの申請）

第6条 サービスを利用しようとする者は、あんしん支払いサポートサービス事業利用申請書（様式第1号）を社協会長に提出するものとする。

（サービスの利用決定）

第7条 社協会長は、第6条に規定する申請があった場合は、第4条に規定する要件に該当するか調査をし、該当しないときは、あんしん支払いサポートサービス利用不承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（契約の締結）

第8条 サービスを利用しようとする者は、あんしん支払いサポートサービス事業利用契約（以下「契約」という。）を社協会長と締結するものとする。

2 前項の契約書は、社協が別に定める。

（利用料）

第9条 利用者は、現金等預かりサービス、支払代行サービス及び見守り・立ち合いサービスに対して、利用料を負担する。

2 利用料は、次のとおり定める。

（1）現金等預かりサービス 1か月につき500円

（2）支払代行サービス 1回につき1,000円

（3）見守り・立ち合いサービス 1回につき800円

（4）エンディングサポートサービス 8,000円

（契約の解除）

第10条 利用者は、その意思決定に基づいてあんしん支払いサポートサービス事業解約申出書（様式第3号）により契約を解除することができる。

2 社協は、第4条に定める要件に該当しなくなった場合は契約を解除することができる。

3 社協会長は、契約を解除すると決定したときは、あんしん支払いサポートサービス事業終了通知書（様式第4号）により利用者に通知する。

4 社協は、この契約を解約するときは利用者の生活にふさわしい他の援助を利用できるように努めなければならない。

（運営監視委員会）

第11条 社協は、事業を適正かつ円滑に運営するために、あんしん支払いサポートサービス事業運営監視委員会（以下「運営監視委員会」という。）を設置する。

2 運営監視委員会の設置については、社協会長が別に定める。

（異議申し立て）

第12条 利用者及び利害関係人は、サービスの提供に関し、社協会長に異議を申し立てることができる。

2 異議の申し立てがあったときは、社協会長はその適否について運営監視委員会に諮問しなければならない。

規定1 社会福祉法人長野市社会福祉協議会あんしん支払いサポートサービス事業の試行に関する規定（案）

（事業者の登録）

第13条 支払代行サービス業務を受託する事業者は、あんしん支払いサポートサービス事業者登録申請書兼事業者台帳（様式第5号）により登録を申請するものとする。

2 前項の申請があった場合、社協は、登録の要否を審査し、登録事業者として名簿に登載した場合は、あんしん支払いサポートサービス支払い代行事業者登録承認・不承認通知書（様式第6号）により、当該事業者に通知するものとする。

3 前項の審査にあつては、事業者が利用者の死因贈与契約の相手方である場合は、当該利用者については登録できないものとする。

4 前項の名簿に登録した内容に変更のあったときは、登録事業者は、速やかにあんしん支払いサポートサービス支払い代行事業者変更届出書（様式第7号）により変更事項を届出しなければならない。

（事業者の責務）

第14条 支払代行事業者は、見守り・立ち合い業務によって斟酌される利用者の意思を真摯に受け止め、検討の上、支払代行事業者が提供する医療、介護保険サービス等の改善に必要な措置を講じるものとする。

2 支払代行事業者は、サービス管理責任者である社協の監督の下、利用者の権利擁護支援に配慮して支払い代行サービスを実施しなければならない。

3 支払代行事業者は、前項の監督による助言、支援又は勧奨を受けたときは、これを尊重しなければならない。

（意思決定支援サポーターの責務）

第15条 意思決定支援サポーターは、障害又は認知症等の疾病、終末期等により、判断力が低下している者であっても、自分で意思を形成し、それを表明でき、その意思が尊重され、日常生活、社会生活を決めていくことが重要であることを念頭に利用者の意思決定を支援しなければならない。

2 意思決定支援サポーターは、サービス管理責任者である社協の監督の下、利用者の権利擁護支援に配慮して見守り・立ち合いサービスを実施しなければならない。

3 意思決定支援サポーターは、前項の監督による助言、支援又は勧奨を受けたときは、これを尊重しなければならない。

（個人情報保護）

第16条 社協、登録事業者及び意思決定支援サポーターは、利用者に関する個人情報の保護について、細心の注意を払い、事業の運営に当たらなければならない。

2 社協、登録事業者及び意思決定支援サポーターは、利用者に関する個人情報が記載された書類等を適切な方法により保管し、個人情報が他に漏れないように努めなければならない。

3 社協、登録事業者及び意思決定支援サポーターは、利用者の許可なく前項の書類等若しくはその写しを閲覧させ、又は提供してはならない。

（委任）

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は社協会長が別に定める。

規定2 あんしん見守りサポーター派遣事業の試行に関する規定（案）

（趣旨）

第1条 この規定は、社会福祉法人長野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、権利表明が困難な認知症高齢者、障害者、終末期医療の処置を受ける者等、個人が本来的にもつ権利を行使することが困難な状況にある者に代わり、定期的な訪問による選好及び価値観の把握、意思の表出及び形成に必要な情報の提供及び支持その他意思決定のために必要な便宜の提供を実施することを目的として、あんしん見守りサポーター派遣事業(以下「事業」という。)を試行することに関して必要な事項を定める。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、社協とする。

（意思決定要支援者）

第3条 事業を利用できる意思決定要支援者は、次の要件のいずれにも該当するものとする。

- （1）長野市に居住する者で、障害又は認知症等の判断力の低下を伴う疾病若しくは終末期医療の処置を受けるため、意思の表出及び形成に支援が必要であると認められる者
- （2）親族がいない、親族が障害又は認知症等により判断力が低下している、又は、親族との関係が著しく疎遠である等の理由により親族から本事業と同等の支援が得られない者
- （3）自らの意思で次項のあんしん見守りサポーター派遣申請を行った者

2 本事業を利用しようとする者は、あんしん見守りサポーター派遣申請書（様式第1号）を社協会長に提出するものとする。

3 社協は、前項の申請があった意思決定要支援者に、あんしん見守りサポーターを派遣するものとする。

（あんしん見守りサポーターの委嘱）

第4条 あんしん見守りサポーターは、次の各号の要件を満たす者から社協会長が委嘱する。

（1）本事業の実施にふさわしい人格及び熱意を有する長野市民であること。

（2）社協が実施する市民後見人養成講座又は同等の研修等を修了していること。

2 社協会長は、あんしん見守りサポーターにあんしん見守りサポーター（意思決定支援者）証（様式第2号）を交付するとともに、あんしん見守りサポーターは、活動を行う際に本証を必ず携帯し、第5条の意思決定要支援者若しくはその家族又は事業者等から求められた場合は、これを提示しなければならない。

（あんしん見守りサポーターの派遣）

第5条 社協は、あんしん見守りサポーターの利用者登録を行った者（以下「意思決定要支援者」という。）に対し、あんしん見守りサポーターを派遣する。

2 社協は、あんしん見守りサポーターの派遣にあたり、必要に応じて、意思決定要支援者とあんしん見守りサポーター候補者とのマッチングを行い、意思決定要支援者及びあんしん見守りサポーター候補者の意向を確認するとともに、あんしん見守りサポーター適合可否報告書（様式第3号）を用いてマッチングに関する記録を保存するものとする。

規定2 あんしん見守りサポーター派遣事業の試行に関する規定（案）

（あんしん見守りサポーターの活動内容）

第6条 あんしん見守りサポーターは、意思決定要支援者の権利を代弁、擁護し、権利実現を支援するため、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- （1）月毎の定期及び随時に意思決定要支援者を訪問すること
- （2）意思決定要支援者の意思・選好及び価値観を把握すること
- （3）意思決定要支援者の意思の表出及び形成に必要な情報を提供すること
- （4）必要に応じて、意思決定要支援者の意思決定を関係する支援者と共有すること
- （5）あんしん見守りサポーター活動報告書（様式第4号）を用いて、活動を行った翌月の15日までに社協に報告すること

（社協による助言等）

第7条 社協は、あんしん見守りサポーターからの活動報告及び相談を受け付けるとともに、権利擁護支援として本事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、あんしん見守りサポーターに対して必要な助言又は支援を行う。

（費用弁償）

第8条 あんしん見守りサポーターの費用弁償の額は、月額2,000円とする。ただし、あんしん見守りサポーターが社協の法人後見支援員であって、雇用契約のもとで活動する場合はこの限りではない。

2 費用弁償は、4月から9月までを前期、10月から翌年3月までを後期とし、実績払により交付するものとする。

（災害時の補償）

第9条 社協は、あんしん見守りサポーターの活動上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）に対する補償を行うための保険に加入するものとする。ただし、あんしん見守りサポーターが社協の法人後見支援員であって、雇用契約のもとで活動する場合はこの限りではない。

（意思決定支持者の解任）

第10条 社協会長は、あんしん見守りサポーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、その任を解くことができる。

- （1）あんしん見守りサポーターから辞任の申出があったとき
- （2）心身の状態により、あんしん見守りサポーターの活動が困難であると判断されたとき
- （2）本要綱に定める事項に違反した、若しくは、あんしん見守りサポーターとしてふさわしくない行為があったとき

（守秘義務）

第11条 あんしん見守りサポーターは、その活動を通して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その活動を退いた後も、同様とする。

（委任）

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は社協会長が別に定める。

長野市社会福祉協議会あんしん支払いサポートサービス契約書（案）

長野市社会福祉協議会あんしん支払いサポートサービス契約書

〇〇〇〇様（以下、「利用者」という。）、社会福祉法人長野市社会福祉協議会 会長 寺田裕 明（以下、「社協」という。）及び〇〇〇〇（以下、「事業者」という。）は、社協並びに事業者が提供するあんしん支払いサポートサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。本契約の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有します。

（目的）

第1条 社協及び事業者は、社会福祉法人長野市社会福祉協議会あんしん支払いサポートサービス事業の試行に関する規定（以下、「サービス規定」という。）に基づき、支払代行及び現金等の預かりサービスを提供することを目的として、次のサービスを提供します。

- (1) サービス管理・相談業務
社協がサービス管理責任者として業務を統括します。
- (2) 現金等預かりサービス業務
社協が金銭の預かり及び保管に関する業務を実施します。
- (3) 支払代行サービス業務
事業者が支払い及び預金の払い戻しに関する業務を実施します。
- (4) 見守り・立ち合いサービス業務
社協が派遣するあんしん見守りサポーターが見守り・立ち合い業務を実施します。
- (5) エンディングサポートサービス業務
社協が葬祭費の預かり及び支払いに関する業務を実施します。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、以下の通りとします。

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

- 2 上記契約期間満了日までに利用者から契約更新の申し出があり、サービス規定に定める要件を満たしている場合に、本契約と同一の要件でさらに3か月間更新されるものとし、その後も同様とします。
- 3 本契約期間中であっても、サービス規定第10条による契約の解除があったときは、本契約を終了します。

長野市社会福祉協議会あんしん支払いサポートサービス契約書（案）

（保管）

第3条 利用者は、社協に対し、次の書類及び印鑑を預けることができます。この場合、社協は利用者に預り書を交付してこれを保管するものとします。

- （1）預貯金通帳
- （2）銀行印
- （3）現金
- （4）その他、社協が適当と認めたもの

2 本契約が終了した場合は、上記保管を終了するものとします。ただし、受取人がいない等の理由により、やむを得ず書類及び印鑑を預かり続けることとなった場合は、契約終了後10年を経過した後、廃棄することができるものとします。

3 本契約が終了した後も返却の申出がないためやむを得ず保管している書類及び印鑑については、関係公的機関に随時引き渡すことができるものとします。

（利用料金）

第4条 利用者は、社協に対し、サービス提供に対する報酬として、次の利用料を社協の請求に基づき支払うものとします。

- （1）現金等預かりサービス 1か月につき500円
- （2）支払代行サービス 1回につき1,000円
- （3）見守り・立ち合いサービス 1回につき800円
- （4）エンディングサポートサービス 8,000円

（損害の賠償）

第5条 社協が、本契約の履行に当たり、利用者に損害を与えたときは、社協は、その損害を賠償します。ただし、社協が十分に注意したにも関わらず生じた損害については、賠償を免除するものとします。

（守秘義務）

第6条 社協及び事業者は、本契約に関して知りえた利用者の情報や秘密を正当な理由なく第三者に洩らしてはならないものとし、本契約終了後も同様に扱います。

（情報提供の同意）

第7条 利用者は、サービス提供当たり、社協が利用者の情報を事業者に提供することに同意したものとします。

（契約に定めのない事項）

第8条 この契約に定めのない事項については、利用者と社協が協議の上、定めるものとします。

長野市社会福祉協議会あんしん支払いサポートサービス契約書（案）

令和 年 月 日

（利用者）私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解しました。

住 所

氏 名 印

（社協） 社協は、サービス規定に基づき、この契約に定めるあんしん支払いサポートサービスを、責任をもって行います。

住 所 長野市大字鶴賀緑町1714番地5
社会福祉法人長野市社会福祉協議会

氏 名 会 長 ○ ○ ○ ○ 印

（事業者）事業者は、サービス規定に基づき、この契約に定める支払代行サービスを、責任をもって行います。

住 所

氏 名 印

あんしん支払いサポートサービス事業・あんしん見守りサポーター派遣事業の試行に関する規定（案）様式

様式第1号（第6条関係）

あんしん支払いサポートサービス事業利用申請書

年 月 日

社会福祉法人長野市社会福祉協議会
会 長 様

あんしん支払いサポートサービス事業の利用を申請します。

ふりがな		男
氏 名		女
住 所	〒 ー 長野市	
電 話 番 号	ー ー	
生 年 月 日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	
申 請 区 分	<input type="checkbox"/> 支払いサポートサービス <input type="checkbox"/> エンディングサポートサービス	
申 請 理 由	<input type="checkbox"/> 入 院（病院名） <input type="checkbox"/> 施設入所（施設名） <input type="checkbox"/> 在宅療養	
要 件（該当する事項の全てにチェック☑）		
<input type="checkbox"/> 長野市に居住し、障害又は認知症等の判断力の低下を伴う疾病若しくは緩和ケアのため、医療、介護保険サービスその他生活の維持に必要なサービス等に係る契約及び支払いを適切に行うことが困難 <input type="checkbox"/> 親族がいない、親族が障害又は認知症等により判断力が低下している、又は、親族との関係が著しく疎遠である等の理由により親族から支援が得られない <input type="checkbox"/> 成年被後見人、被保佐人、被補助人ではない、かつ、任意後見契約一括して財産管理委任契約を締結していない		

様式第2号（第7条関係）

あんしん支払いサポートサービス事業利用不承認通知書

年 月 日

様

社会福祉法人長野市社会福祉協議会
会 長 印

あなたから申請がありました標記事業について調査の結果、事業の要件に該当しないため、利用ができませんのでご了承ください。

記

非該当理由

あんしん支払いサポートサービス事業の試行に関する規定第4条 の要件に該当しないため。

※ この決定に異議あるときは、長野市社会福祉協議会長に対して異議の申し立てをすることができます。

※ 異議申し立てがあった場合は、あんしん支払いサポートサービス事業運営監視委員会で審議し、その結果を文書でお知らせします。

様式第3号（第10条関係）

あんしん支払いサポートサービス事業解約申出書

年 月 日

社会福祉法人長野市社会福祉協議会
会 長 様

標記事業のサービスについて、解約を申し出ます。
なお、今後の金銭管理は、私の責任において行い、貴職には一切責任を問いません。

氏 名		男
		女
住 所	〒 ー 長野市	
電 話 番 号	ー ー	
生 年 月 日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	
サ ー ビ ス 区 分	<input type="checkbox"/> 支払いサポートサービス <input type="checkbox"/> エンディングサポートサービス	
解 約 理 由	<input type="checkbox"/> 自己管理又は親族が管理するため <input type="checkbox"/> 入所施設又は病院において管理するため <input type="checkbox"/> 市外に転出するため <input type="checkbox"/> その他（ ）	
特 記 事 項		

あんしん支払いサポートサービス事業・あんしん見守りサポーター派遣事業の試行に関する規定（案）様式

様式第4号（第10条関係）

あんしん支払いサポートサービス事業終了通知書

年 月 日

様

社会福祉法人長野市社会福祉協議会
会長 印

次の方へのサービスについて、終了しましたので通知します。

氏 名		男 女
住 所	〒 ー 長野市	
サ ー ビ ス 区 分	<input type="checkbox"/> 支払いサポートサービス <input type="checkbox"/> エンディングサポートサービス	
終了年月日	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	
終 了 理 由	<input type="checkbox"/> 解約の申し出があった <input type="checkbox"/> あんしん支払いサポートサービス事業の試行に関する規定第4条の要件に該当しなくなった <input type="checkbox"/> 財産の管理が可能になった、又は、管理が可能な親族がいる <input type="checkbox"/> 市外に転出した <input type="checkbox"/> 意思能力を喪失した <input type="checkbox"/> その他（ ）	

※ この決定に異議あるときは、長野市社会福祉協議会長に対して異議の申し立てをすることができます。

※ 異議申し立てがあった場合は、あんしん支払いサポートサービス事業運営監視委員会で審議し、その結果を文書でお知らせします。

様式第5号（第13条関係）

あんしん支払いサポートサービス支払い代行事業者登録申請書兼事業者台帳

年 月 日

社会福祉法人長野市社会福祉協議会
会 長

申請者 住 所
又は所在地
氏 名
又は法人名

下記のとおり、あんしん支払いサポートサービス支払い代行事業者の登録を申請します。
なお、移行型任意後見契約によるサービスは提供していないことを宣誓します。

申請者 (個人・法人)	住 所 又は所在地	〒 ー	
	氏 名 又は法人名称 代表者職氏名		
登録事業者	電 話 番 号	ー	ー
	F A X 番 号	ー	ー
登録事業者	種 別	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 病院・診療所 <input type="checkbox"/> 介護保険事業所（種類： ） <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業所（種類： ） （個人の場合）資格：	
	所 在 地	〒 ー	
	事 業 所 名		
	電 話 番 号 F A X 番 号	ー	ー
報酬支払口座	名 義	カナ 漢字	
	金 融 機 関 種別・口座番号	銀行・金庫 組合・農協	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 支店 支所

様式第6号（第10条関係）

あんしん支払いサポートサービス支払い代行事業者登録承認・不承認通知書

年 月 日

様

社会福祉法人長野市社会福祉協議会
会 長 印

年 月 日付のあんしん支払いサポートサービス支払い代行事業者登録申請について、社会福祉法人長野市社会福祉協議会あんしん支払いサポートサービス事業の試行に関する規定により、次のとおり登録を（承認・不承認）します。

登 録	<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認
登録事業者	種 別	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 病院・診療所 <input type="checkbox"/> 介護保険事業所（種類： ） <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業所（種類： ） （個人の場合）資格：
	所 在 地	〒 ー
	事 業 所 名	

※ この決定に異議あるときは、長野市社会福祉協議会長に対して異議の申し立てをすることができます。

※ 異議申し立てがあった場合は、あんしん支払いサポートサービス事業運営監視委員会で審議し、その結果を文書でお知らせします。

あんしん支払いサポートサービス事業・あんしん見守りサポーター派遣事業の試行に関する規定（案）様式

様式第7号（第13条関係）

あんしん支払いサポートサービス支払い代行事業者変更届出書

年 月 日

社会福祉法人長野市社会福祉協議会
会長 様

申請者 住 所
又は所在地
氏 名
又は法人名

下記のとおり、あんしん支払いサポートサービス支払い代行事業者の変更を届出します。

申請者 (個人・法人)	住 所 又は所在地	〒 —	<input type="checkbox"/> 変更
	氏 名 又は法人名称 代表者職氏名		<input type="checkbox"/> 変更
登録事業者	電 話 番 号	— —	<input type="checkbox"/> 変更
	F A X 番 号	— —	<input type="checkbox"/> 変更
種 別	種 別	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 病院・診療所	<input type="checkbox"/> 変更
		<input type="checkbox"/> 介護保険事業所（種類： ）	
	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業所（種類： ）	<input type="checkbox"/> 変更	
	(個人の場合) 資格：		
所 在 地	〒 —	<input type="checkbox"/> 変更	
事業所名	事 業 所 名		<input type="checkbox"/> 変更
	電 話 番 号	— —	<input type="checkbox"/> 変更
	F A X 番 号	— —	<input type="checkbox"/> 変更
報酬支払口座	名 義	カナ 漢字	<input type="checkbox"/> 変更
	金 融 機 関	銀行・金庫 組合・農協	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	種別・口座番号	支店 支所	

様式第1号（第3条関係）

あんしん見守りサポーター派遣申請書

年 月 日

社会福祉法人長野市社会福祉協議会
会 長 様

あんしん見守りサポーターの派遣を申請します。

ふりがな		男
氏 名		女
住 所	〒 — 長野市	
電 話 番 号	— —	
生 年 月 日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	
申 請 理 由	<input type="checkbox"/> 障害等による判断力の低下により、自己の権利を行使することが困難な状況にある <input type="checkbox"/> 終末期医療の処置を受けるため、自己の権利を行使することが困難な状況にある <input type="checkbox"/> その他 ()	
要 件 (該当する事項の全てにチェック)	<input type="checkbox"/> 長野市に居住し、障害又は認知症等の判断力の低下を伴う疾病若しくは緩和ケアのため、医療、介護保険サービスその他生活の維持に必要なサービス等に係る契約及び支払いを適切に行うことが困難 <input type="checkbox"/> 親族がいない、親族が障害又は認知症等により判断力が低下している、又は、親族との関係が著しく疎遠である等の理由により親族から支援が得られない <input type="checkbox"/> 成年被後見人、被保佐人、被補助人ではない、かつ、任意後見契約に一括して財産管理委任契約を締結していない	

様式第2号（第4条関係）

あんしん見守りサポーター（意思決定支援者）身分証

表面

長野市社会福祉協議会
あんしん見守りサポーター（意思決定支援者）
身 分 証

ふ り が な
氏 名 ○ ○ ○ ○

写 真

上記の者はあんしん見守りサポーターであることを証明します。

令和〇年〇〇月〇〇日発行
長野市社会福祉協議会長 ○ ○ ○ ○

裏面

【あんしん見守りサポーター】
あんしん見守りサポーターは、権利表明が困難な認知症高齢者、障害者、終末期医療の処置を受ける者等、個人が本来的にもつ権利を行使することが困難な状況にある者に代わり、定期的な訪問による選好及び価値観の把握、意思の表出及び形成に必要な情報の提供及び支持その他意思決定のために必要な便宜の提供を実施することを目的として、利用者からの申請により、社会福祉法人長野市社会福祉協議会が派遣する意思決定支援者です。

【問合せ先】
長野市社会福祉協議会「おひとりさま」あんしんサポート相談室
電話：026-219-5115

あんしん支払いサポートサービス事業・あんしん見守りサポーター派遣事業の試行に関する規定（案）様式

様式第3号（第5条関係）

あんしん見守りサポーター適合可否報告書

年 月 日

社会福祉法人長野市社会福祉協議会
会長 様

年 月 日付け あんしん見守りサポーター派遣申請に基づき、意思決定要支援者とあんしん見守りサポーター候補者とのマッチングを行いましたので、その結果を報告します。

立会者

意思決定要支援者	氏名	
	私は、_____さんに、私のあんしん見守りサポーターとして活動していただくことを [希望します ・ 希望しません]。	
あんしん見守りサポーター候補者	氏名	
	住所	〒 _____
	電話番号	_____
私は、_____さんの、あんしん見守りサポーターとして活動することに [同意します ・ 辞退します]。		
また、社会福祉法人長野市社会福祉協議会あんしん見守りサポーター派遣事業の試行に関する規定に定める事項を遵守し、同意・辞退にかかわらず、マッチングを通じて知り得た個人情報についての秘密を守ります。		
特記事項 (立会者記入)	① 意思決定要支援者にとって対話しやすい環境への配慮	
	② 意思決定支援についての説明方法・意思決定要支援者の反応	
	③ 意思決定要支援者とあんしん見守りサポーター候補者との対話状況	

様式第4号（第6条関係）

表面

あんしん見守りサポーター活動報告書

年 月 日

社会福祉法人長野市社会福祉協議会
会長 様

年 月 に あんしん見守りサポーターとして以下のとおり活動しましたので報告します。

報告者（あんしん見守りサポーター）

意思決定要支援者氏名	
面談日	① 年 月 日 ② 年 月 日
意思決定要支援者の状況及び対応	本人の変化 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (気付き) (意思決定支援サポーターとして何をしたか)
懸案事項	(活動を通して困っていること/相談したいこと)
次回の活動予定	(訪問予定日) 年 月 日 (活動内容)

裏面

本人の嗜好、信条、価値観等で今月気付いたことがあれば記載してください。

項目	気付いた内容とその理由
対人・コミュニケーションの取り方	
ACP・健康	(ACPに関する関心事項はできるだけ詳しく記入してください)
住まい	
もの・お金の使い方	
自宅での過ごし方	
外での過ごし方	
余暇	
教育・仕事	
こだわり・ゆずれないこと	
夢・希望	
生きがい	
してもらいたくないこと・きらいなこと	